

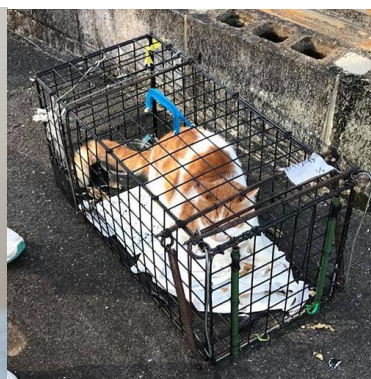
富田林市地域猫活動ガイドブック



令和7年4月

内容

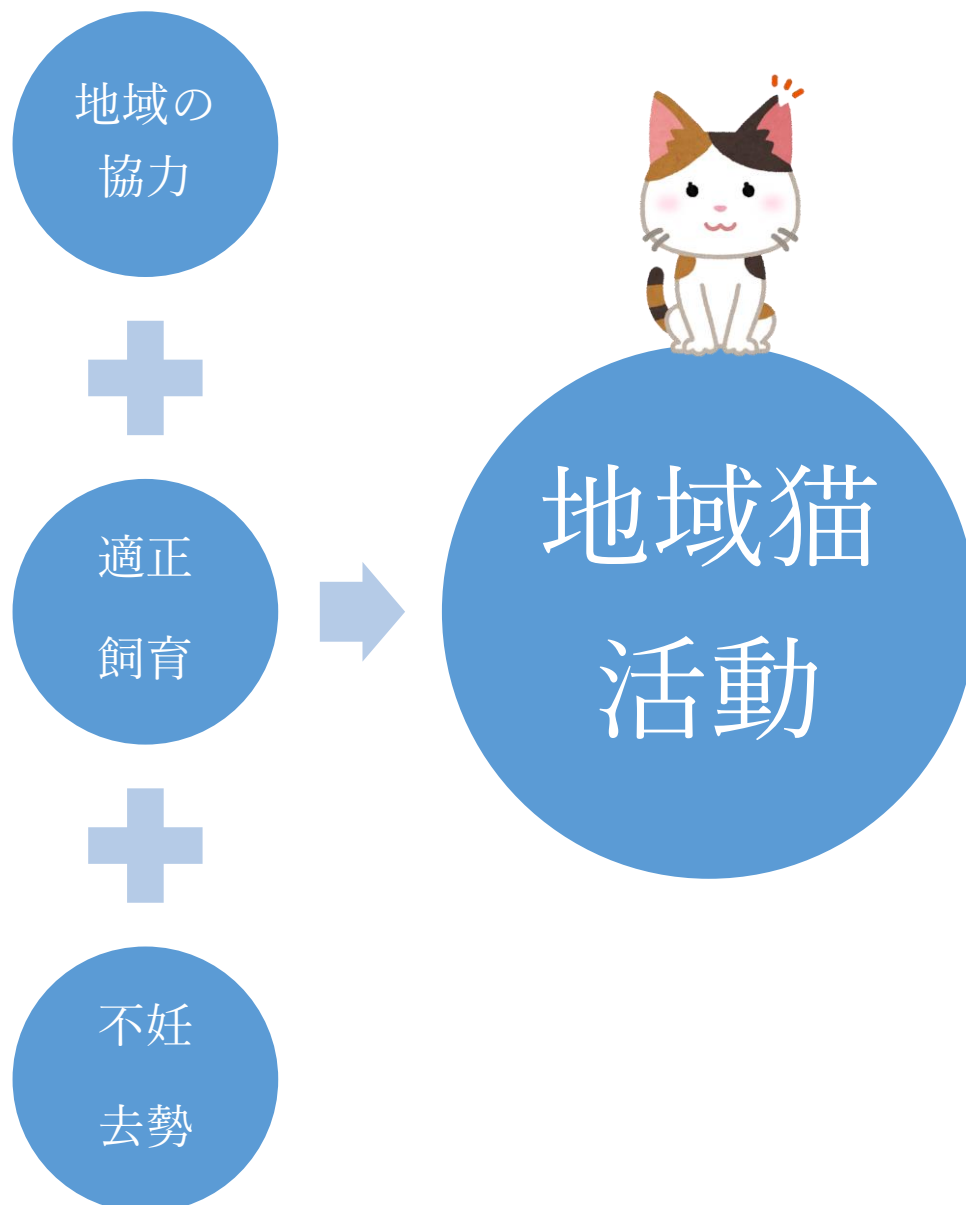
Ⅰ. 地域猫活動とは？	1
2. 実際の活動	2
Ⅰ. 地域の理解醸成	2
Ⅱ. 活動のルール作り	2
Ⅲ. 活動拠点	2
Ⅳ. 個体把握	2
Ⅴ. 不妊去勢手術	2
3. 行政の支援	3
Ⅰ. 市への団体登録	4
Ⅱ. 支援の詳細	4
4. 猫たちとの共存（あとながき）	5



1. 地域猫活動とは？

環境省の資料によると、全国の動物保健センター等で令和元年度に引き取られた猫の数は、約5万頭で、その半数以上が殺処分されています。また、殺処分された猫の2/3は生まれて間もない幼齢の子猫です。このような悲しい現状を改善し殺処分をなくすために、近年、注目されているのが「地域猫活動」です。

地域猫活動とは、地域に暮らす所有者のいない猫に不妊去勢手術を行い、適切に飼育管理することにより、周辺の住環境の向上を図るとともに、個体数の増加を抑制し、寿命を全うさせることを目的として行う活動です。時間はかかりますが、猫を殺処分することなく、頭数を減らすことに成功した事例もあります。



2. 実際の活動

I. 地域の理解醸成

地域猫活動を行うには、地域住民の理解と協力が不可欠です。地域猫活動を行おうとする地域で取り組みを十分に説明し、同意してもらうことから活動を始めましょう。地域住民の中には、猫が嫌いな方や猫が特定の場所に集まり飼育されているのを快く思わない方もいます。地域住民とトラブルにならないように丁寧な説明を行い、理解を得てください。

II. 活動のルール作り

地域猫活動は長く継続することが非常に重要です。そのためにも参加者が無理せず継続できるような、明確なルールが必要です。役割分担やローテーションを決め、地域とのトラブルや苦情への対応についても責任者を決め、真摯に対応することが必要です。また、地域との良好な関係を継続するためには、地域住民への報告や情報共有も重要になります。

III. 活動拠点

活動の拠点は地域住民にできる限り迷惑の掛からない場所を選びます。エサは決められた時間に与え、トイレを設置し、常に清潔に保つようにします。拠点の周辺も定期的にパトロールし排泄物は速やかに処理しましょう。猫による排泄物被害等が増加すれば、地域住民からの理解が得られなくなります。活動前よりも周辺の住環境を向上できるように、清潔保持に努めましょう。

IV. 個体把握

地域猫として世話をしている猫については、猫の数、個体識別、健康状態の把握をしてください。世話をしている猫には首輪や名札などの目印をつけ、他の猫と区別してください。新たな猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処がしやすくなります。

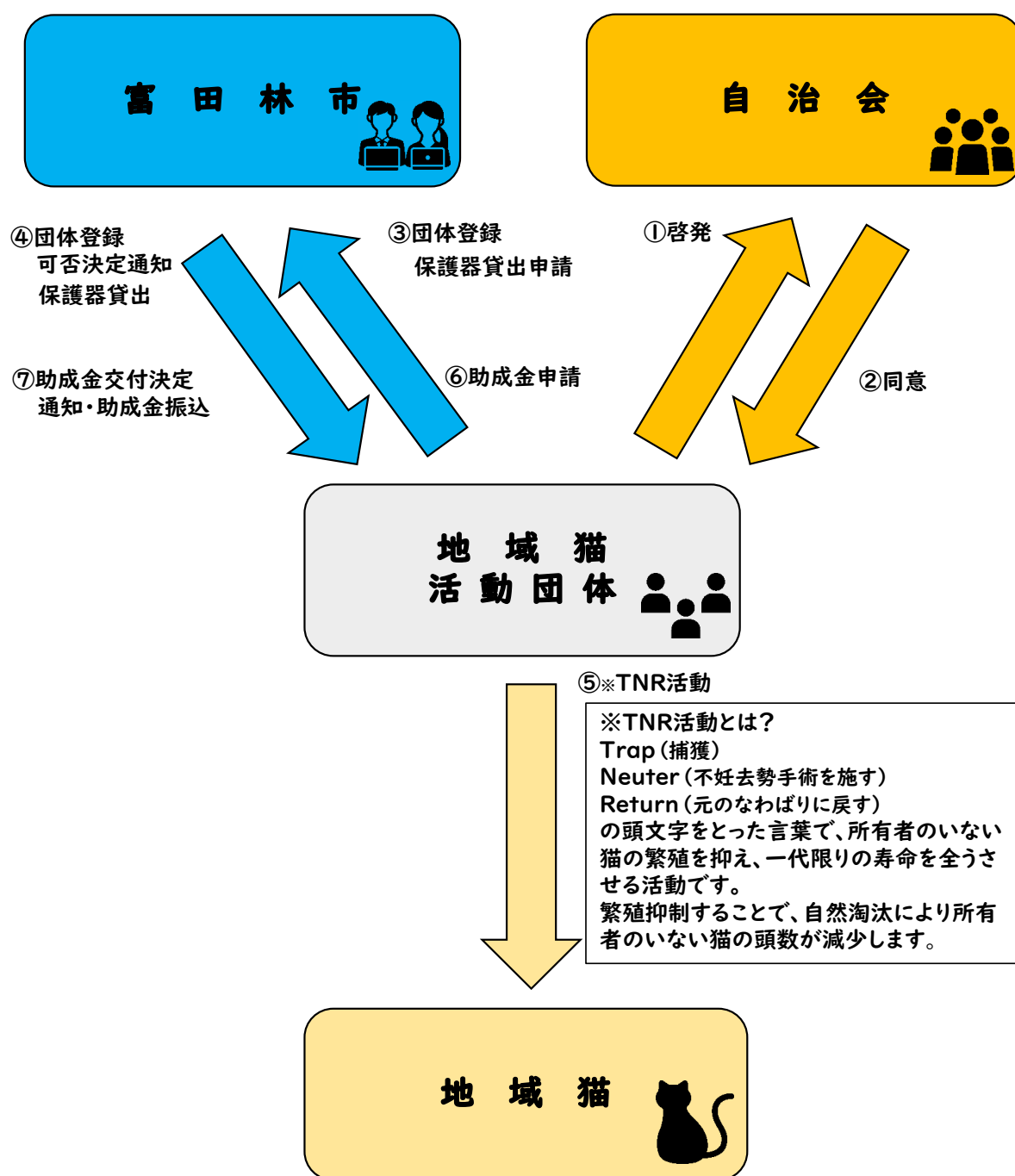
また、感染症予防のため健康状態を把握しておくことも重要です。

V. 不妊去勢手術

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。猫は繁殖力の強い生き物で、年に2～4回出産することが可能で、1回に4～8匹の子猫を産みます。所有者のいない猫の増加を抑制し、頭数の減少につなげるためには必ず不妊去勢手術をする必要があります。保護器等を使い、猫を傷つけないように保護し、協力していただける獣医師のもと、不妊去勢手術を行ってください。また、手術を行った猫は未施術の猫と識別をするために耳のカットなどの識別処置を必ず行ってください。

3. 行政の支援

＜所有者のいない猫対策事業フロー図＞



I. 市への団体登録

本市が行う地域猫活動への支援を活用するためには、本市への団体登録が必要となります。地域猫活動団体として登録するための要件は以下のとおりです。

1. 市内の一定の区域において、地域猫活動を行う同一の世帯に属さない3名以上の
もので構成されている団体。
2. 活動区域内の住民に対し活動の周知を行い、合意を得ている団体
3. 給餌場等活動の拠点を自ら確保し、適切に管理できる団体
4. 活動区域内に生息する地域猫の個体数を把握し、終生飼養に努める団体
5. 管理する地域猫に係る苦情やトラブル等について自らの責任において対応を行う
ことができる団体
6. 地域猫の状況及び団体の活動状況を毎年度、市長の求めに応じて報告することが
できる団体
7. 自ら動物を愛護するのみならず、動物の愛護や適正な飼養について普及啓発に努
めるなど、「動物の愛護及び管理に関する法律」の精神に則り活動する団体

登録を行うにあたり、申請書のほかに

・名簿　・区域図　・活動計画書　・自治会等の同意書　・規約　・保険加入証
等の添付書類が必要となります。

II. 支援の詳細

本市が行う地域猫活動団体への支援は…

1. 助成金（上限15,000円）
2. 保護器の貸し出し（不妊去勢手術のための猫の保護用）
3. 地域猫活動中であることを明示する看板及び腕章の貸し出し

…です。

これらの支援は、市が推奨する「地域猫活動」に対するものであることから、継続的な活動が見込める登録団体を対象としています。詳細は環境衛生課生活環境係にご確認ください。

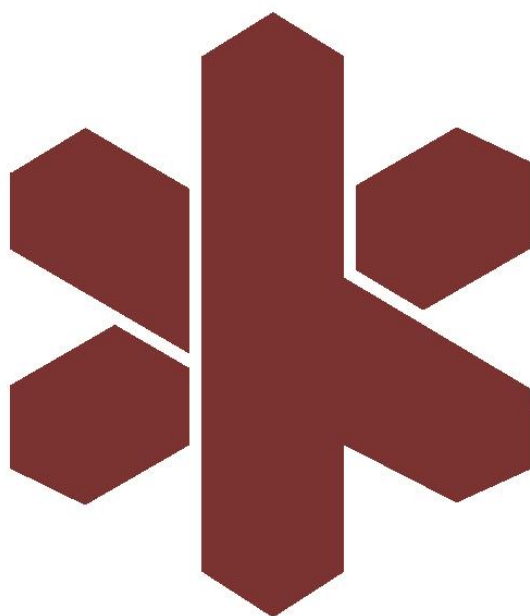
4. 猫たちとの共存（あとかき）

古くはネズミを駆除する倉庫番として、現代では人に癒しを与える愛玩動物として猫と人とは共存してきました。愛すべき動物として、家族の一員として、猫を愛好する人が多く存在する一方、猫アレルギーや過去に噛まれたなどの様々な理由で猫を嫌う人も少なくありません。特に地域に暮らす所有者のいない猫については、ゴミを荒らす、砂場に排泄を行うなどの問題を起こし、市や府に苦情が寄せられることもあります。そのような猫たちを地域で受け入れ、生涯を全うできるように見守るためには、猫を嫌う人たちの理解が重要となります。飼い主のいない猫に無責任に餌をやり、周辺の糞尿被害等に目を瞑ってはいは猫たちとの共存は果たせません。

また、猫は非常に繁殖力の強い生き物でもあります。生後6か月ごろに性成熟し、1年に2～4回、約3か月間隔で発情、一度の出産で4～8匹もの子猫を産みます。生まれた子猫は半年後には新たな子猫を産み、飼い主のいない猫はどんどん増えていきます。すると、周辺の生活環境被害が広がり、動物保健センター等で殺処分の対象となるかわいそうな猫が増える負の連鎖に陥ります。

これらの課題を克服し、飼い主のいない猫を殺処分することなく緩やかに頭数を減らす取り組みとして、近年、全国で注目されているのが地域猫活動です。地域で地域に暮らす猫を適正に飼育管理し、不妊去勢手術を行いながら共存を図ることで、生活環境の向上につながるとともに頭数を抑制できることから、猫の嫌いな方にも理解を得やすく、地域で取り組むことによりコミュニティの醸成も図れます。不幸な猫を減らし、地域の環境改善にもつながる地域猫活動に興味を持たれた方は、是非、市にご連絡ください。





富田林市市民人権部
環境衛生課